

山ロケーブルビジョソ株式会社

契約約款および
ケーブルプラス電話サービスに
関する規約等

契約約款およびケーブルプラス電話サービスに関する規約等を掲載しております。

本書に記載の内容は2025年6月1日現在のものです。変更となる場合がございます。

最新の内容についてはホームページをご確認ください。

<https://www.c-able.co.jp/file/join/yakkan.pdf>

目次

【契約約款】

《第1章 総則》…………… 1

- 第1条 約款の適用
- 第2条 提供区域
- 第3条 用語の定義
- 第4条 加入契約の単位
- 第5条 契約の成立
- 第6条 加入申込の方法
- 第7条 契約内容の通知
- 第8条 契約の申込の撤回等
- 第9条 加入金
- 第10条 利用開始日と料金の支払義務
- 第11条 サービスの種類等
- 第12条 付加サービス
- 第13条 入居者等
- 第14条 放送通信施設の設置および費用の負担等
- 第15条 工事費
- 第16条 設置場所の無償使用および立入権限
- 第17条 契約者の関係者による利用
- 第18条 一時休止・再開
- 第19条 サービス内容の変更
- 第20条 甲の保守責任および免責事項
- 第21条 放送通信施設の修理または復旧
- 第22条 契約者回線等の移転
- 第23条 権利譲渡等の禁止
- 第24条 加入申込書記載事項の変更
- 第25条 郵便物の到達
- 第26条 無断サービス提供の禁止
- 第27条 契約者の禁止事項
- 第28条 割増金
- 第29条 契約の有効期限
- 第30条 延滞利息
- 第31条 契約の解約
- 第32条 契約者の義務違反による停止および解除
- 第33条 契約の終了
- 第34条 名義変更
- 第35条 その他の契約内容の変更
- 第36条 料金の支払方法
- 第37条 金融機関変更
- 第38条 料金の端数処理
- 第39条 IDおよびパスワードの管理責任
- 第40条 不承諾
- 第41条 契約者に係る情報の取扱い

- 第42条 払戻規定
- 第43条 管轄裁判所
- 第44条 約款の変更
- 第45条 定めなき事項
- 第46条 反社会的勢力の排除

《第2章 ケーブルテレビサービス》…………… 3

- 第47条 約款の適用
- 第48条 契約の単位
- 第49条 甲の提供するサービス
- 第50条 料金の適用
- 第51条 利用開始日と料金の支払義務
- 第52条 契約者が行う録画
- 第53条 STB
- 第54条 B-CASカードおよびC-CASカードの取扱いについて

《第3章 インターネット接続サービス》…………… 4

- 第55条 約款の適用
- 第56条 契約の単位
- 第57条 甲の提供するサービス
- 第58条 料金の適用
- 第59条 利用開始日と料金の支払義務
- 第60条 契約者回線の終端
- 第61条 インターネット接続サービスの一時休止および再開
- 第62条 回線相互接続の請求
- 第63条 回線相互接続の変更・廃止
- 第64条 利用中止
- 第65条 利用停止
- 第66条 利用の制限
- 第67条 甲の維持責任
- 第68条 契約者の維持責任
- 第69条 契約者の切分け責任
- 第70条 責任の制限
- 第71条 利用に係る契約者の義務
- 第72条 相互接続事業者のインターネット接続サービス
- 第73条 通信の秘密
- 第74条 技術的事項および技術資料の閲覧

附則

料金品目…………… 5

【ケーブルプラス電話サービスに関する規約】

用語の定義

《利用申込規約》…………… 6

- 第1条 総則
 - 第2条 契約の成立
 - 第3条 甲の契約内容
 - 第4条 申込
 - 第5条 申込の撤回等
 - 第6条 端末設備貸出サービス
 - 第7条 工事サービス
 - 第8条 サポート
 - 第9条 契約の解除
 - 第10条 本契約の終了
 - 第11条 本契約に係る契約者情報の利用
 - 第12条 協議
 - 第13条 管轄裁判所
- 附則

《ケーブルプラス電話サービス提供に伴う 設備の設置および請求等に関する規約》…… 6

- 第1条 適用
 - 第2条 設備の設置
 - 第3条 承諾の限界
 - 第4条 KDDI等に係る債権の譲渡等
 - 第5条 工事費
 - 第6条 料金等
 - 第7条 請求と支払等
- 附則

《端末設備貸出サービスに関する規約》…………… 7

- 第1条 端末設備等の貸出
 - 第2条 ホームゲートウェイ機器の設置および撤去等
 - 第3条 ホームゲートウェイ機器の使用および保管等
 - 第4条 ホームゲートウェイ機器の返還等
 - 第5条 責任の範囲
- 附則
- 設置料金区分等（ケーブルプラス電話）

山口ケーブルビジョン株式会社 契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 山口ケーブルビジョン株式会社（以下「甲」といいます。）の契約に関する全ては、日本国国内法に基づいて締結します。

(提供区域)

第2条 甲は、総務大臣の登録を受けた区域においてサービスを提供します。
2 前項に定める甲のサービス提供区域の詳細は、ホームページで別途掲載します。

(用語の定義)

第3条 約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
加入申込者	甲と契約を締結しようとする者をいいます。
契約者	甲と契約を締結している者をいいます。
世帯	同一の住居で起居し、かつ生計を一にする者の集まり（単身者を含みます。）をいいます。
加入金	世帯、事業所、店舗、建物の所有者またはその管理の責を負うべき者等が、甲からサービスを受ける権利を有するための費用をいいます。
加入契約	甲の契約者回線を使用し、甲からサービスを受ける権利を有するための契約をいいます。
契約	甲の加入契約、ケーブルテレビサービス、インターネット接続サービスおよびそれぞれの付加サービス、その他サービスを受けるための契約をいいます。
付加サービス	甲のサービスのうち、ケーブルテレビ基本契約およびインターネット基本契約のサービスに付加するサービスをいいます。
その他サービス	ケーブルテレビサービス、インターネット接続サービス以外のものをいいます。
料金	甲または甲の定める事業者が請求する費用の全てをいいます。
基本契約利用料	ケーブルテレビサービス、インターネット接続サービスの基本契約の利用料をいいます。
利用料等	甲の料金のうち、基本契約利用料、付加サービス利用料をいいます。
一時休止	契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。
解約	契約者により甲との契約を終了することをいいます。
解除	甲により契約を終了することをいいます。
法人等	営利、非営利の目的にかかわらず、甲のサービスを、事業、職務の用に供する法人、民法上の組合、法人格を有しない社団および財団（権利能力なき社団・財団）、各種の親善、社交等を目的とする団体または甲のサービスを自らの事業の用に供する個人をいいます。
住宅等管理者	賃貸住宅の所有者、施設の所有者および管理会社を含む管理者、管理組合等をいいます。
入居者等	賃貸住宅の入居者や、施設利用者、集合住宅区分所有者等をいいます。
関係者	契約者の家族および家族と同等の地位の者、その他、契約者と関係する者をいいます。
放送通信センター	甲が放送、通信の信号を受信および送出する場所をいいます。
伝送路	情報等の伝送のために使用される甲の設備をいいます。
端子かん	タップオフまたはクロージャをいいます。
出力端子	保安器またはV-ONU（Video Optical Network Unit）もしくは光成端箱等をいいます。
引込線	端子かんから出力端子までの甲が敷設する同軸ケーブルおよび光ケーブルをいいます。
回線終端装置	ケーブルインターネットモデム、D-ONU（Data Optical Network Unit）、甲より貸与するルーター等をいい、端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する機器をいいます。
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備をいいます。
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいいます。
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属設備をいいます。
電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備をいいます。
契約者回線	甲との契約に基づいて設置される放送および電気通信回線をいいます。
契約者回線等	契約者回線および回線終端装置をいいます。
端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるものをいいます。
自営端末設備	契約者が設置する端末設備をいいます。
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のものをいいます。
放送通信施設	甲が管理する、放送通信センター、伝送路、端子かん、引込線、出力端子、回線終端装置、端末設備、電気通信設備、電気通信回線設備をいいます。
自然災害	火災、塩害、ガス害、地震、風水害、落雷、異常電圧およびその他天変地異をいいます。
甲の再放送	放送事業者の地上テレビジョン放送、テレビジョン多重放送、高精細度テレビジョン放送、FMラジオ放送、BS放送、BSデータ放送、BS4K放送の各同時再放送サービスおよび有料番組をいいます。
自主放送	ケーブルテレビサービスのうち、甲の再放送以外の放送をいいます。
FMラジオ放送	甲が放送するNHKFMラジオ放送、FM山口ラジオ放送、KRYラジオ放送をいいます。
ケーブルテレビ基本契約	地上テレビジョン放送、コミュニティーチャンネルおよびFMラジオ放送をいいます。
有料番組	基本契約とは別に、契約者が有料で購入する番組をいいます。
STB	セット・トップ・ボックス。甲のケーブルテレビサービスを受信するための機器をいいます。機器本体およびリモートコントローラ等の付属品を含みます。

B-CASカード(CATV専用)	地上テレビジョン放送、BS放送を受信するためのICカードをいいます。
C-CASカード	CATV-CS放送を受信するためのICカードをいいます。
HDD	内蔵ハードディスクおよび外付けUSBハードディスクをいいます。
記録メディア	ブルーレイディスク、DVD、USB等をいいます。
インターネット基本契約	主としてデータ通信の用に供することを目的として、インターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行うベストエフォート方式の電気通信サービスで、メールアドレス1個付与、DHCPによるIPアドレス1個自動割当、回線終端装置1台貸与（ただし、無線ルーター等の貸与は別途契約を要します）を内容とした契約をいいます。
事業法	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）をいいます。
事業用電気通信設備規則	事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）で定める規則をいいます。
インターネット接続サービス取扱所	インターネット接続サービスに関する業務を行う甲の事業所および甲の委託によりインターネット接続サービスに関する契約事務を行う者の事業所をいいます。
改造等	改造または変更をいいます。
自己のID	甲が付与するメールアドレス（ユーザー名）およびケーブルIDをいいます。
相互接続事業者	甲と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者をいいます。
技術基準	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）で定める技術基準をいいます。
消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。
接続機器	甲のサービスを利用するために必要となる機器をいいます。

(加入契約の単位)

第4条 加入契約の締結は、世帯または事業所、店舗ごとに引込む契約者回線1回線ごととします。

(契約の成立)

第5条 甲は、加入申込者があらかじめ、本約款を承認し、甲所定の加入申込書に必要な事項を記載の上甲に提出し、次の各号のいずれにも該当しない場合に加入申込を承諾します。

- 甲が提供するサービスの取扱上、余裕のない場合
 - 甲のサービス提供が、放送通信施設設置面での技術的な理由等により困難な場合
 - 加入申込者およびサービスを受けようとする設置場所に居住する者が、過去に課せられた甲に対する債務の履行を怠ったことがある場合や、現在債務の履行を怠っている場合、過去に甲から契約の解除、サービスの解約またはサービスの利用を停止された場合
 - 加入申込者が、甲が提供するサービスの著作権、その他の権利を侵害するおそれがあると認められる場合
 - 加入申込者が、未成年または成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合
 - 加入申込者が、料金の支払方法について、甲の定める方法に従わない場合
 - 加入申込者が、本約款に違反するおそれがあると認められる場合
 - 加入申込者が、甲および甲の指定する業務委託先に対し、個人情報の提供を拒否する場合
 - その他、甲の業務の遂行上支障があると認められる場合
- 2 加入申込者が、前項のいずれかに該当する場合、甲は、既に加入申込者が加入金を支払っていても加入申込を承諾しない場合があります。
- 3 甲は、本人確認のため身分証の提示を求める場合があります。この場合は、加入申込者および契約者はこれに応じるものとします。
- 4 甲は、加入申込があったときは、原則として受け付けた順序にしたがって承諾します。

(加入申込の方法)

第6条 加入申込には、次に掲げる事項について記載されている甲所定の加入申込書を甲に提出するものとします。

- 甲の定めるサービスの種類、種別、品目等
- サービスを受けようとする設置場所
- 前2項以外、サービスの内容を特定するために必要な事項

(契約内容の通知)

第7条 甲は、契約者とケーブルテレビサービス、およびインターネット接続サービスの契約を承認した場合、速やかに契約内容通知書を契約者が届け出た住所に送付します。ただし、契約者が法人等の場合は送付しません。

(契約の申込の撤回等)

第8条 契約者は、甲から送付される契約内容通知書を受領した日から8日を経過するまでの間は、書面により申し出ること、その申込の撤回または当該契約の解約を行うことができるものとします。

- 前項の規定による契約の申込の撤回または解約は、前項の書面が甲に到着したときにその効力を生じます。
- 契約者は、第1項の規定により契約の申込の撤回または解約を行った場合は、支払った加入金を返還請求できるものとします。ただし、悪意の意思をもって契約の申込を行った場合等、契約の申込をしようとする者に対する保護を目的とする同項の規定の趣旨に反していると明らかに認められたときは、この限りではありません。
- 甲は、第1項等、加入申込者の都合により契約に至らなかった場合であっても、放送通信施設の設置に係る費用は契約者の負担とします。

(加入金)

第9条 甲は、加入申込者は、甲のサービスの提供を受ける権利を有するために、契約者回線1回線ごとに別に定める料金表に規定する加入金を甲に支払うものとします。ただし、当該加入申込者が、同一利用場所において既に甲のサービスを受ける権利を有している場合は、加入金は徴収されないものとします。

- 契約者が転居等の理由で、5年以内に甲との契約を解約した場合、払戻規定に基づき加入金の一部を払戻するものとします。
- 甲が、加入契約の成立において加入申込を承諾しない場合、かつ加入申込者が加入金を支払っている場合、甲は加入申込者が支払った加入金を返還します。
- 甲は加入金を改定できるものとします。

(利用開始日と料金の支払義務)

第10条 契約者は、甲がサービスの提供を開始した日の属する月の翌月、または付加サービスを提供した日の属する月の翌月から起算し、契約の一時休止、解約または解除があった日の属する月までの期間について、甲が提供するサービスの態様に応じて別に定める料金表に規定する利用料等を支払うものとします。

- その他サービスにおいては、契約者が締結するサービスの態様に応じて、それぞれに定める起算日とその料金を甲に支払うものとします。

(サービスの種類等)

第11条 サービスには、別に定める料金表に規定する種類、種別、品目等を定めます。

- 2 契約者は、サービスの種類、種別、品目等の変更を、甲の求める所定の手続に基づき請求することができます。

(付加サービス)

第12条 加入申込者および契約者は、付加サービスを申込み場合、甲の定める方法でサービスごとに申込みものとします。ただし、別途外部サービス提供事業者が定める方法がある場合は、その定める方法により申込みものとします。

- 2 加入申込者および契約者が未成年および規定年齢未満の場合、一部の付加サービスは利用できないことがあります。
- 3 加入申込者および契約者が、自らの事業の用に供する目的で付加サービスを利用する場合は、別途業務用の契約を要するものとします。

(入居者等)

第13条 住宅等管理者が契約を締結する設備を利用する入居者等は、その設備において甲のサービスの提供を受ける限り加入金は徴収しないものとし、ケーブルテレビサービスの付加サービス、インターネット接続サービス契約およびその付加サービス、その他サービスの契約をすることもできるものとします。ただし、その入居者等が、当該設備ではない場所ですら甲と契約を締結する場合は、別途甲の定める申込方法により加入申込みをし、加入金および料金を支払うものとします。

- 2 入居者等は、甲または住宅等管理者が入居者等の用に供するための契約を解約もしくは一時休止した場合には、甲と前項の契約を締結していた場合でも、当該設備においてサービスの利用ができないものとします。

(放送通信施設の設置および費用の負担等)

第14条 甲は、放送通信施設のうち放送通信センターから契約者の最寄りの端子かんまでの設置に要する費用を負担します。

(工費費)

第15条 加入申込者は、最寄りの端子かんから出力端子までの引込に要する費用および出力端子以降のすべての放送通信施設の設置に要する費用を甲に支払うものとします。なお、追加的な工事が必要となる場合は、その費用を加算して甲に支払うものとします。

(設置場所の無償使用および立入権限)

第16条 甲は、放送通信施設を設置するために必要最小限において、加入申込者および契約者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等を無償で使用します。

- 2 契約者は、契約の締結について、地主、家主その他利害関係人があるときには、予め必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。また、このことにおいて後日苦情が生じたときは、契約者は責任をもって解決するものとします。
- 3 契約者は、甲またはその指定する業者が放送通信施設の設置、調査、点検、修理、停止、撤去、再開などを行う場合、契約者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物への出入りについて承認するものとします。

(契約者の関係者による利用)

第17条 甲が別途指定する手続により、契約者が契約者の関係者に利用させる目的で、かつ当該関係者のサービス利用に係る料金の負担に合意して利用契約を締結した場合、契約者は、当該関係者に対して甲も契約者と同様に本約款を遵守させる義務を負うものとします。

- 2 前項の場合、契約者は当該関係者が、本約款に定める禁止事項のいずれかを行いまははその故意または過失により甲に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を契約者の行為とみなして本約款の各条項が適用され、当該関係者と共に契約者と連帯して損害を賠償するものとします。

(一時休止・再開)

第18条 契約者は、甲の定めるサービスにおいて、サービス提供の一時休止または再開を希望する場合には、希望する日の10日前に甲指定の書面によりその旨を申し出て、甲の承諾を得るものとします。ただし、甲が定めた要件を満たす者については、その手続について簡略化できる場合があります。

- 2 甲は、契約ごとに一時休止および再開を取扱います。
- 3 甲は、一時休止を承諾した日の属する月の翌月からサービスを再開した日の属する月までの期間の利用料金は請求しないものとします。
- 4 甲は、契約者がケーブルテレビサービスまたはインターネット接続サービスを一時休止する場合、その契約または設備の種別により、サービス提供の停止に必要な措置を講じます。
- 5 契約者は、甲のサービスの一時休止または再開を希望する場合は、所定の手数料を甲に支払うものとします。
- 6 契約者は、一時休止時および再開時に工事が発生する場合は、所定の費用を甲に支払うものとします。
- 7 甲は、第1項の規定にかかわらず、契約者およびサービスを受けようとする設置場所に居住する者が過去に課せられた債務の履行を怠ったことがある場合や、現在債務の履行を怠っている場合、甲はその再開を承諾しません。
- 8 甲は、一時休止または再開にともない、契約者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、その費用を負担しません。
- 9 契約者は、一時休止をした翌月に同じサービスの再開を申し出る場合、その申し出を甲が承諾した日の属する月の料金を支払うものとします。

(サービス内容等の変更)

第19条 甲はやむを得ない事情により提供しているサービスまたはサービス内容等を予告なしに変更または終了することがあります。その場合、変更または終了によって起こる損害の賠償には応じません。

(甲の保守責任および免責事項)

第20条 甲は、放送通信センターから出力端子までの放送通信施設および回線終端装置を所有し、その所有する本施設の維持管理について責任を負うものとします。ただし、契約者が、甲が維持管理の必要上および本施設の故障によるサービスの不良や中断等の場合、または気象条件によりサービスの提供が一時的に停止することがあることを承認するものとします。この場合、甲は事前に契約者にその旨知らせるものとし、緊急やむを得ない場合、事前通告の有無にかかわらず、契約者はサービスの提供が一時的に停止することを承認するものとします。

- 2 甲の保守責任範囲は、放送通信センターから出力端子および回線終端装置とし、本施設に故障事事故等が生じた場合の修復に要する費用は甲の負担とします。
- 3 甲は、契約者から甲の本施設に異常がある旨の申し出があった場合に、これを調査し必要な処置を講じます。ただし、回線終端装置を除き、出力端子以降の設備および受信機等に起因する場合は契約者の責任とし、修復に要する費用は契約者の負担とします。
- 4 甲は、甲の放送通信施設の仕様を変更することがあります。
- 5 契約者は、出力端子以降に必要な電気を負担するものとします。
- 6 契約者は、加入後の故意または過失により、甲に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。
- 7 甲は、視聴状況や通信状況の確認を行うために、本約款に定める、契約者に係る情報の取扱いの規定を遵守した上で、契約者の使用するSTB、回線終端装置等の端末機器と電気信号による通信を行います。
- 8 甲は、本約款に定めるほか、次の各号に定める事由等、事由の如何を問わず、サービス提供の停止により契約者に生じた損害に対する賠償には応じません。
 - (1) 第1項ないし第3項によるサービスの提供の停止に基づき、契約者に事故や損害を被った場合
 - (2) 甲の本施設の仕様や変更により、契約者に事故や損害を被った場合
 - (3) 甲のサービスを利用した商取引等で契約者が損害を被った場合
 - (4) 映像障害および通信障害により商取引等で支障が生じて契約者が損害を被った場合
 - (5) 甲のサービスに係る本施設その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、契約者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合（甲の故意または重

大な過失により生じたものであるときを除きます。）

- (6) 外部サービス提供事業者の責に帰する場合
 - (7) その他、天災、事変、その他甲の責に帰することのできない事由による場合
- 9 甲は、放送通信施設の仕様または約款等の変更により、契約者の設備に改造等を要することとなる場合であっても、それに要する費用については負担しません。
- 10 甲は、損害賠償の事由が発生した日から起算して6か月を経過しても契約者からの損害賠償の請求がない場合は、損害賠償に応じるべき義務が発生しません。
- 11 甲は、天災、事変その他の非常事態が発生もしくは発生するおそれがある場合に、災害の予防、救援、交通、通信、電力の供給確保または秩序を維持するために必要な事項を内容とする通信、その他公共の利益を確保するための緊急通信を取り扱うため、サービスの利用を制限する措置をとることがあります。

(放送通信施設の修理または復旧)

第21条 甲は、甲の放送通信施設が故障または滅失した場合で、全部を修理または復旧することができない場合、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取扱うため、甲が別に定める順序で修理または復旧をします。

(契約者回線等の移転)

第22条 契約者は、次の場合に限り、契約者回線等の設置場所を変更できるものとし、その変更を要する工事費用等は契約者が負担するものとします。

- (1) 変更先が同一敷地内または同一建物内の場合
 - (2) 変更先が甲の業務区域内で、かつ最寄りの端子かんに余裕がある場合
- 2 契約者回線等の移転が前項に定める場所以外であった場合、甲は契約者に対し、契約内容の変更または制限を求めることができるものとします。
- 3 契約者回線等の移転に必要な工事は、甲または甲が指定する者が行うものとします。
- 4 契約者回線等の移転に伴い、契約者が利用できるサービス内容が変更になることがあります。この場合、契約者はこれに同意するものとします。

(権利譲渡等の禁止)

第23条 契約者は、サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れまたは貸与することはできないものとします。

(加入申込書記載事項の変更)

第24条 契約者は、加入申込書記載の内容に変更が生じた場合、甲所定の手続に基づき、遅滞なく甲にその旨を申し出なければならないものとします。

(郵便物の到達)

第25条 甲から郵便物が発送されたにもかかわらず契約者に到達できなかった場合、かつ甲で郵便物の不達を確認されない場合、郵便物は甲から発送された日から起算し3日後に到達されたものと見なします。

- 2 契約者は、甲から発送された郵便物が不達の場合でも、その負うべき義務は失効しないものとします。

(無断サービス提供の禁止)

第26条 甲は、契約者が甲に無断で、記録媒体や配線または無線等を用い、第三者に甲のサービスを提供することを禁止します。

- 2 甲は、契約者が甲に無断で、自らの事業の用に供する目的で甲のサービスを提供することを禁止します。
- 3 甲は、契約者による無断サービス提供を確認した場合は、次の各号の損害賠償を契約者および提供されている第三者に対して請求します。
 - (1) 加入金相当額
 - (2) 無断サービス提供をした契約者の居住する地点に甲がサービスを開始した日を起算日として、甲がその事実を確認した日に至るまでの間の利用料金相当額
 - (3) 無断サービス提供の禁止に要した設備の撤去費用
 - (4) その他甲の被った損害

(契約者の禁止事項)

第27条 契約者は、甲に無断で放送通信施設の改変、補修、増設および他の機器等を接続することはできないものとします。

- 2 契約者は、甲が禁止する事項に違反した場合は、甲の請求する損害賠償額を支払わなければならないものとします。

(割増金)

第28条 契約者は、本約款で禁止する事項等、甲に対する料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、甲が別に定める方法により支払うものとします。

(契約の有効期限)

第29条 契約期間は無期限とします。

(延滞利息)

第30条 甲は、料金その他の甲の債務について、契約者が支払期日を徒過しても支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%(年365日の日割計算)の延滞利息と合算し請求することができます。

(契約の解約)

第31条 契約者は、甲との契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の10日前に甲指定の書面によりその旨を申し出るものとします。

- 2 甲は、解約の場合、契約者が支払った工費は、理由の如何を問わず返金しません。
- 3 契約者は、甲との契約を解約する場合、解約当月までの料金を支払うものとします。
- 4 甲は、契約者が利用料金を前払いしている場合、払戻規定に基づき解約月の翌月以降の前払い分を払戻します。ただし、日割計算による料金の払戻は行いません。
- 5 契約者は、契約を解約した場合でも、解約前に生じた契約者の負うべき義務は引き続き負うものとし、甲は一切の責任を負いません。
- 6 契約者は、申込当月内に甲との契約を解約する場合、解約月分の料金を支払うものとします。
- 7 契約者は、解約をした翌月に同じサービスの利用を申し出る場合、その申し出を甲が承諾した日の属する月の料金を支払うものとします。
- 8 甲は、解約の場合、甲の放送通信施設を原則として撤去します。なお、契約者は、甲または甲が指定する者が放送通信施設の撤去を行う場合、契約者が所有するもしくは占有する敷地、家屋、構築物への出入りについて予め同意するものとします。更に、解約に際し、契約者は撤去費および解約に要する費用を甲に支払うものとします。また、撤去および解約による作業にともない、契約者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、契約者においてその復旧費用を負担するものとし、甲は一切の責任を負いません。
- 9 契約者は、解約の場合、貸与品を直ちに甲に返却するものとします。また、その返却方法については、甲の定めるところに応じるものとします。
- 10 甲は、貸与品の返却が認められない場合、その料金を、何ら通知催告を要することなく契約者に請求することができるものとします。
- 11 契約者がサービスを解約した場合、そのサービスの付加サービスについても自動的に解約になるものとし、甲は、契約者が加入契約を解約した場合、当該契約において提供される全てのサービスについても自動的に解約になるものとします。

(契約者の義務違反による停止および解除)

第32条 甲は、契約者に以下の行為が認められた場合、サービス提供開始後であっても、サービスの提供を

停止または契約を解除することができます。またこの場合、契約者が支払った加入金や、工事費等の設備に要した費用の一切を返還しません。

- (1) 契約者が2か月連続して料金の支払を遅延した場合
 - (2) 契約者が料金の支払方法について一定の方法に従わない場合
 - (3) 契約者が、甲が求める所定の書類の記載事項に、虚偽、不備（名義、押印、識別のための番号および符号情報等の相違または記入漏れ等）をいいます。）が判明した場合
 - (4) 契約者が、甲が求める所定の書類に、氏名、住所、電話番号、金融機関口座等の個人情報に記載しない場合
 - (5) その他の禁止事項等、本約款に違反する行為が認められた場合
- 2 前項のサービス停止を受けてもなお、契約者がその事実を解消しない場合、甲は契約者の契約を解除することができます。
- 3 契約者が住宅等管理者または甲のサービス提供を維持するための責任を負うべき者で、本約款に違反しサービスの提供を停止または解除となった場合、その設備を利用してサービスの提供を受けている者は、甲と別途契約を締結していた場合でもサービスの利用ができないものとします。
- 4 契約者が転居等により、甲のサービスの提供を受けない事が明らかなる場合、甲は何ら通知催告を要することなく契約を解除することができます。
- 5 甲による契約の解除の場合、解除前に生じた契約者の負うべき義務は引き続き負うものとします。
- 6 甲による契約の解除の場合、契約者は、解除前に生じた料金の全額を直ちに一括で甲に支払うものとします。
- 7 甲による契約の解除の場合、甲は、何ら通知催告を要することなく、契約者への貸与品の料金を請求することができます。ただし、当該料金の支払と当該貸与品の返却を甲が確認できた場合は、その料金を契約者に払戻すものとします。
- 8 甲による加入契約の解除の場合、当該契約において提供される全てのサービスについても自動的に解除します。

(契約の終了)

第33条 甲は、契約者の死亡を把握した場合、甲がその事実を把握した時点をもって、契約者との契約は終了することができます。ただしこの場合、契約者の負うべき義務は失効しないものとし、解約または名義変更の手続がとられるまでの間、引き続き料金を支払う義務を負います。

(名義変更)

第34条 甲は、契約者の承継等、特に甲が認める場合のみ、契約者の名義変更を承認します。

2 前項の規定に基づいて名義変更をする者は、甲の求める所定の手続と、それに定める事項の同意および甲の承認を得て、名義を変更するものとします。なお名義変更の際、工事または調整が必要な場合、その費用は新名義人が負担するものとします。

3 新名義人は、旧名義人の負う債務、地位、義務および契約の一切を承継するものとします。

(その他の契約内容の変更)

第35条 契約者は、本約款に規定する甲の契約内容を変更しようとするときは、甲の求める所定の手続により、甲の承諾を得て変更できるものとします。

(料金の支払方法)

第36条 契約者は、別に定める料金表に規定する加入金、工事費、利用料金、STB代金およびその他の条項に定める費用等について、別途甲が指定する期日までに、甲が取扱う金融機関からの自動振替により甲に支払うものとします。甲が指定する期日が金融機関の休業日の場合は、金融機関の翌営業日に振替とします。

2 契約者は、料金の支払を支払期日より遅延した場合や、法人等で甲が特に認める場合、甲の指定する期日までに甲の指定する金融機関へ振込により支払うものとします。その場合、振込手数料は契約者が負担するものとします。

3 契約者が料金の支払を支払期日より遅延した場合は、甲が集金に行く場合があります。その場合、甲は契約者に別に定める料金表に規定する集金手数料をあわせて請求することができます。

4 契約者は、甲の指定するクレジットカードによる支払をすることができるものとします。その場合、契約者は、甲所定の書類に必要な事項を記載のうえ提出するものとします。なお、この場合の支払日等の諸条件は、契約者が指定したクレジットカード会社の規約に基づくものとします。

5 甲は、業務の遂行上、料金の計算の起算日および締日を変更することがあります。

6 甲の利用料金は前払いとします。ただし、その他サービスにおいてはこの限りではありません。

7 契約者は、甲の定めるサービスの利用料金を甲の定める月数で前払いした場合、割引が適用されるものとします。ただし、当該サービスの利用期間が前払い分の期間に満たない場合、割引は適用されないものとします。

(金融機関変更)

第37条 甲は、契約者が所定の手続に基づき甲に申し出た場合のみ、契約者の金融機関またはクレジットカードの変更を認めます。なお、既に料金を前払いしている場合は、その支払期間終了後からの変更とします。ただし、既払の料金は返金せず、既に自動振替手続に入った料金については、なお従前の支払方法によります。

(料金の端数処理)

第38条 甲は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てとします。

(IDおよびパスワードの管理責任)

第39条 契約者は、自己のIDおよびこれに対応するパスワードの使用または管理について全ての責任を負うものとします。

2 契約者は、甲の設定したパスワードを失念した場合は直ちに甲に申し出るものとし、甲の指示に従うものとします。

3 契約者は、第1項に規定する責任を怠り、第三者が契約者のIDおよびこれに対応するパスワードを使用し甲のサービスを利用した場合、当該第三者の利用に対して全ての責任を負うものとします。

(不承諾)

第40条 甲は、契約者から工事、その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときもしくは保守することが著しく困難であるときまたは料金その他債務の支払を現に怠りもしくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき、甲の業務の遂行上支障があるとき等は、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、本約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(契約者に別段の情報の取扱い)

第41条 甲は、サービスを提供するために必要な契約者に係る情報を、適法、かつ公正な手段により収集し、適切に取扱いします。また加入申込者、甲のサービスの紹介者および被紹介者についても、契約者に準じて取扱いします。

2 甲は、個人情報の取扱いにおいて、個人情報保護方針を遵守するため個人情報取扱窓口を総務局に、個人情報保護管理者として甲の取締役を配置します。問合せ先は甲のホームページに記載します。

3 第1項により、収集し知り得た契約者に係る氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所、請求書の送付先等およびその他甲が別に定める契約者に関する情報を、甲は、次の各号の業務遂行上必要な範囲を超えて利用しません。

- (1) サービスの提供を開始、継続または終了（施工、顧客管理、課金計算、料金請求、障害検知・復旧等の業務に必要な場合を含みます。）するために利用する場合
- (2) 甲が提供するサービスの加入促進を目的とした営業活動で利用する場合
- (3) サービスの新規開発、サービス向上、顧客満足、解約理由の調査、分析を行う場合
- (4) 契約者から個人の取扱いに関して、新たな同意を求めため利用する場合
- (5) 関係者による契約変更、契約照会および開示手続を行う場合

4 甲は、前項までの利用目的に必要な範囲で個人情報を業務委託先または業務提携先に個人情報の取扱いを委託、または共同利用する場合があります。

- 5 甲は、次の各号の場合を除き、本人以外の第三者に個人情報を提供しません。
- (1) 本人の同意がある場合
 - (2) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 法令に基づく場合
 - (4) 人の生命、身体および財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
 - (5) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難である場合
- 6 甲は、契約者のクレジットカード情報の取扱いについては以下のとおりとし、漏洩、滅失、毀損などが発生しないよう厳重な管理を行います。
- (1) クレジットカード情報の利用目的は料金支払手続のためとし、目的外利用はしないものとする
 - (2) クレジットカード情報の取得者は甲とする
 - (3) クレジットカード情報の提供は、各クレジットカード会社への支払手続のためのみとする
 - (4) クレジットカード情報の保存期間は、契約者の支払記録として、契約者の利用終了後も永年保管とする
- 7 甲は、契約者のSTB、回線終端装置等の端末機器の使用状況ならびに操作に関する記録の集計、分析を行います。その場合、個人が識別、特定できないよう加工した統計資料を作成し、その分析をサービスレベルの維持、向上を図るために利用します。
- 8 甲は、契約者から甲が保有する個人情報の開示を請求された場合は、別に定める料金表に規定する個人情報開示手数料を徴収できるものとします。

(払戻規定)

第42条 甲は、契約者が5年未満に解約した場合、次の計算式により加入金を払戻します。

払戻加入金＝支払加入金－（支払加入金÷60）×サービス提供開始翌月から解約月を含む月数

2 甲は、利用料金を前払いしている契約者がサービスの一時休止または解約した場合は、一時休止月または解約月の翌月以降の前払い分を払戻します。ただし、日割計算による料金の払戻は行いません。

3 甲は、契約者が一括払で購入したSTBを5年未満に解約し、かつ対象となる機器一式の返品を確認した場合、次の計算式により購入代金を払戻します。

払戻STB代金＝STB購入価格－（STB購入価格÷60）×STB取付月から返品受領月までの月数

4 甲は、上記各号の払戻が発生する場合には、原則、契約者が既に届け出ている金融機関口座に返金します。契約者は、クレジットカードによる支払等で甲に金融機関口座を届け出していない場合や、別の金融機関口座への返金を希望する場合は、甲所定の手続にて届け出るものとします。

5 甲は、支払を要しないこととされた料金が既に支払われている場合、その料金を払戻します。

(管轄裁判所)

第43条 本約款に関する紛争については、山口地方裁判所または山口簡易裁判所を第1審の専属的管轄裁判所とすることに甲および契約者は合意するものとします。

(約款の変更)

第44条 甲は、日本国内法の規定に基づき、総務大臣に届け出た上で、加入申込者および契約者の承諾を得ることなく本約款を変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 本約款を変更する場合は、甲のホームページ上での掲載等、甲の定める方法により告知することとし、加入申込者および契約者はこれに同意したものと見なします。

(定めなき事項)

第45条 本約款に決めていない事項、あるいは疑義が生じた場合は、甲と、加入申込者および契約者はお互いに信義誠実の原則にたつて、円満解決に当たるものとします。

(反社会的勢力の排除)

第46条 甲は、加入申込者が次の各号に該当する場合、加入申込を承諾しません。また、契約者が次の各号に該当することが判明した場合、甲は契約者に対し、何らの催告も要さずに直ちに契約を解除することができます。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に属すると認められる場合
- (2) 反社会的勢力を利用していると認められる場合
- (3) 反社会的勢力がその経営に実質的に関与していると認められる場合
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与するなどの関係にあると認められる場合
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係にある場合
- (6) 自らまたは第三者を利用して、甲に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言説を用いた場合
- (7) 自らまたは第三者を利用して、甲に対し、風説の流布、偽計等を用いて甲の信頼を毀損した場合または甲の業務を妨害した場合
- (8) 自らまたは第三者を利用して、甲に対し、法的な責任を超えた不当な要求行為をした場合
- (9) その他、各号に準ずると甲が認めた場合

2 上記解除により、加入申込者および契約者に損害が生じて、甲は何らこれを賠償ないし補償をしません。また、かかる解除により甲に損害が生じた場合には、加入申込者および契約者が、甲に請求する損害賠償を支払うものとします。

第2章 ケーブルテレビサービス

(約款の適用)

第47条 甲は、放送法およびその他の法令の規定に基づき本章を定め、契約者に本サービスを提供します。

(契約の単位)

第48条 甲は、契約者回線1回線ごとに本サービスの契約を締結します。

(甲の提供するサービス)

第49条 甲は契約者に、甲の再放送、自主放送、その他付帯するサービスを提供します。

(料金の適用)

第50条 甲が提供する本サービスの料金は、基本契約利用料、STB機器代金、B-CASカードおよびC-CASカード代金、ACAS STB利用料、付加サービス利用料、手続に関する料金および工事に係る費用とし、別に定める料金表によります。

(利用開始日と料金の支払義務)

第51条 契約者は、甲が本サービスの提供を開始した日の属する月の翌月、または付加サービスを提供した日の属する月の翌月から起算し、契約の一時休止、解約または解除があった日の属する月までの期間に該当する月の料金表に規定する利用料等を支払うものとします。

2 甲は、経済環境などの変動にともない、前項の利用料金を改定することがあります。

3 甲は、その請求を確定させる時期により遡って利用料金を請求できます。

4 甲の基本契約利用料に、日本放送協会(NHK)のテレビ放送受信料は含まれません。

5 甲は、本章に定める全ての業務を、甲の責に帰すべき事由により1か月のうち継続して1日以上行わなかった場合には、当該月の利用料金は第1項の規定にかかわらず無料とします。

6 契約者は、甲の放送通信施設を利用して、甲の提供しているサービスを受信可能な状況にある時点で基本契約利用料を支払うものとします。

7 契約者が住宅等管理者の場合、入居者等の基本契約利用料は住宅等管理者が支払うものとします。ただし、賃貸住宅であって、契約者回線1回線に対し一の世帯が利用する場合においては、甲の求める所定の手続と甲の承認を得ることにより、基本契約利用料を入居者等が支払うことができるものとします。

(契約者が行う録画)

第52条 契約者は、甲のサービスを録画する場合、関係法令ならびに各放送局が付加するコピーワンス、ダビング10、コピー禁止等の制御指令および契約者の機器の接続方法に準じて制限されるものとし、甲は、ダビング、ムーブの動作に関して一切の責任を負いません。

(STB)

- 第53条 契約者は、甲が提供するSTBを甲より購入することができます。また、B-CASカードおよびC-CASカードの取扱いについては、別途定める規定によります。
- 2 甲から提供されたSTBは契約者の所有物とします。ただし、契約者が入居者等であって、住宅等管理者が所有するSTBを使用する場合は、この限りではありません。
 - 3 契約者が甲より提供されたSTB機器本体およびリモートコントローラについては、STB設置工事完了日から12か月間保証するものとし、この保証期間内において故障が生じた場合には、甲は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講じます。ただし、契約者がSTBを本来の用法に従って使用しなかったときまたは自然災害の場合はこの限りではありません。
 - 4 甲は、STBの分解、改造を禁止します。分解、改造が判明した場合の故障は前項の保証の対象外とし、修理、交換、設置等に関する一切の費用は契約者の負担とします。
 - 5 保証期間を超過したSTBの修理、交換、その他必要な措置は有料となります。ただし、リモートコントローラについては修理を行わず、有料で交換するものとします。料金は、別に定める料金表に規定するとおりとします。
 - 6 契約者は、甲が必要に応じて行うSTBのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
 - 7 甲は、甲以外から提供されたSTBについて、その保証やその他必要な措置を行いません。
 - 8 甲は、STBのメーカー、機種について予告なしに変更する場合があります。
 - 9 甲は、録画機能付きSTBでHDDや記録メディアに、録画、録音したデータが消失した場合または正常に録画ができなかった場合、これにより生じた損害について、原因の如何を問わず、一切の保証をしません。
 - 10 契約者は、録画機能付きSTBの故障により、甲に機器の交換や修理を依頼する場合、その録画内容は全て消去されることに同意するものとします。その場合、データのバックアップは契約者が行うものとし、甲は一切の責任を負いません。

(B-CASカードおよびC-CASカードの取扱いについて)

- 第54条 契約者が利用するB-CASカードおよびC-CASカードは、STB1台につき1枚のB-CASカードを、株式会社ピーエス・コンディショナルアクセスシステムズから甲を通じて貸与、C-CASカードを甲より貸与されるものとします。
- 2 B-CASカードとC-CASカードは、甲を通じて貸与したものを以外を使用することはできません。
 - 3 契約者は、STBの解約または解除、本サービス契約の解約または解除、および甲のサービスエリア外に転出する場合は、すみやかにB-CASカードとC-CASカードを甲に返却するものとします。
 - 4 B-CASカードに関する取扱いについては、株式会社ピーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。
 - 5 B-CASカードおよびC-CASカードの費用は別に定める料金表に規定するとおりとします。
 - 6 C-CASカードは甲に帰属し、甲は契約者が甲の手配による以外のデータ追加および変更ならびに改竄することを禁止し、それが行われたことによる甲および第三者に及ぼされた損害・利益損失は、契約者が賠償するものとします。
 - 7 甲は、契約者が故意または過失によりB-CASカードおよびC-CASカードを破損または紛失した場合、所定の費用を契約者に請求します。また、契約者が、甲が請求するB-CASカードおよびC-CASカードの返却に応じない場合も同様とします。
 - 8 甲は、契約者が無断で甲に届け出た住所から転出した事実を把握した場合、契約者に所定のB-CASカードおよびC-CASカード費用を請求します。
 - 9 B-CASカードとC-CASカードは破損、紛失時および甲が認める場合を除き、同時発行とします。

第3章 インターネット接続サービス

(約款の適用)

第55条 甲は、電気通信事業法およびその他の法令の規定に基づき、本章を定め、契約者に本サービスを提供します。

(契約の単位)

第56条 甲は、契約者回線等1回線ごとに本サービスの契約を締結します。

(甲の提供するサービス)

第57条 甲は契約者に、主としてデータ通信の用に供することを目的として、インターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービスを提供します。

(料金の適用)

第58条 甲が提供する本サービスの料金は、基本契約利用料、回線終端装置使用料、付加サービス利用料、手続に関する料金および工事に関する費用とし、別に定める料金表によります。

(利用開始日と料金の支払義務)

- 第59条 契約者は、甲が本サービスの提供を開始した日の属する月の翌月、または付加サービスを提供した日の属する月の翌月から起算し、契約の一時休止、解約または解除があった日の属する月までの期間について、別に定める料金表に規定する利用料等を支払うものとします。
- 2 甲は、経済環境などの変動にともない、前項の利用料金を改定することがあります。
 - 3 甲は、その請求を確定させる時期により遡って利用料金を請求できます。
 - 4 契約者は、契約者の責に帰さない事由により、本サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じ、そのことを甲が認知した時刻から起算して24時間以上その状態が連続した場合、契約者は、利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての利用料等の支払を要しません。
 - 5 契約者は、甲の放送通信施設を利用して、甲の提供しているサービスを通信可能な状況にある時点で基本契約利用料を支払うものとします。

(契約者回線の終端)

- 第60条 甲は、契約者が加入申込書で届け出る設置場所の建物または工作物において回線終端装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。
- 2 甲は、回線終端装置の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。

(インターネット接続サービスの一時休止および再開)

- 第61条 甲は、契約者から請求があったときは、本サービスの一時休止および再開を行います。
- 2 本サービスにおける一時休止の期間は、甲がその申告を承諾してから1年以内とします。この期間を経過したものについては、契約者より解約の請求がない限り、期間満了後、甲は自動的に本サービスを再開することができるものとします。
 - 3 一時休止から再開後は、3か月以上継続して利用しない限り再度一時休止の請求はできないものとします。

(回線相互接続の請求)

第62条 契約者は、その契約者回線の終端においてまたはその終端に接続されている電気通信設備を介して、

その契約者回線と甲または甲以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができるものとします。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した甲所定の書面を、甲が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に提出するものとします。

- 2 甲は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する甲または甲以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限される場合を除き、その請求を承諾します。

(回線相互接続の変更・廃止)

第63条 契約者は、本約款で規定する回線相互接続を変更または廃止しようとするときは、その旨を甲に通知するものとします。

- 2 回線相互接続の請求の規定は、回線相互接続の変更について準用するものとします。

(利用中止)

- 第64条 甲は、甲の放送通信施設の保守上または工事上やむを得ない場合には、本サービスの利用を中止することができます。
- 2 前項に規定する場合のほか、付加サービスに関する利用について別に定める料金表に別段の定めがある場合、甲は、その定めによりその付加サービスの利用を中止することができます。

(利用停止)

- 第65条 甲は、契約者の義務違反による停止および解除の規定に加え、以下の場合にも、契約者に対し、本サービスの提供を停止、あるいは契約を解除することができます。
- (1) 事業法または事業法施行規則に違反して甲の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線または甲の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続した場合
 - (2) 事業法または事業法施行規則に違反して甲の検査を受けることを拒んだ場合またはその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備について電気通信設備への接続を停止しない場合
 - (3) 前各号のほか、本サービスに関する甲の業務の遂行もしくは甲の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与えるまたは与えるおそれのある行為が認められた場合
- 2 甲は、前項の規定により、本サービスの利用停止を中止するときは、利用停止をする日および期間を契約者に通知します。

(利用の制限)

- 第66条 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 2 甲は、契約者および本サービスの利用者による甲の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為を認めた場合、その利用を制限することができます。

(甲の維持責任)

- 第67条 甲は、甲の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則に適合するよう維持します。
- 2 甲は、本サービスの運営に関し、安全、かつ独自の裁量を有するため、以下の項目を実施できます。
 - (1) 本サービスの運営上で必要と思われる場合、契約者からの本サービスの利用を監視し本サービスのアクセスや利用を制限すること
 - (2) 本サービスの運営上で必要と思われる場合、契約者からアップロードされたファイルや情報などを削除すること
 - 3 甲は、本サービスの運営上で必要と思われるその他一切の処置を任意に行う権限を有します。また契約者は、甲の行う一切の処置に関して、なんらかの請求権を取得することはないものとします。

(契約者の維持責任)

第68条 契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持するものとします。

(契約者の切分け責任)

- 第69条 契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備(甲が別に定めるところにより甲と保守契約を締結している自営端末設備または自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。)が、甲の電気通信回線設備に接続されている場合において、甲が設置した電気通信設備が正常に稼働しなくなったときは、当該自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、甲に甲の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をすることができます。
- 2 前項の確認に際して、契約者から請求があった場合には、甲が指定する者が甲が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者に通知します。
 - 3 甲は、前項の試験により甲の電気通信回線設備その他甲の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者に通知した後において、契約者の請求により甲の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあった場合、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を請求します。

(責任の制限)

- 第70条 甲は、本サービスを提供すべき場合において、甲の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを甲が認知した時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときに限り、甲が本サービスを全く利用できない状態にあることを認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの利用料等の料金額(別に定める料金表の規定によりその利用の都度発生する利用料については、本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月(1の暦月の起算日(甲が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。))から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。))の前6料金月の1日当たりの平均利用料(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、甲が別に定める方法により算出した額)により算出します。)を発生した損害とみなし、その額に遡って賠償します。

(利用に係る契約者の義務)

- 第71条 甲は、本サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとし、
- 2 契約者は、甲または甲の指定する者が、放送通信施設の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを行うことを求めた場合は、これに同意するものとします。
 - 3 契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害等を与えないものとし、
 - 4 契約者は、甲が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、甲が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないものとします。
 - 5 契約者は、甲が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管するものとします。
 - 6 契約者は、前各項の規定に違反して電気通信設備を亡失または毀損したときは、甲が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。
 - 7 甲は、契約者が本サービスを利用するにあたり以下の行為を禁止します。また、甲がこれらに該当すると判断した場合には、契約者に対して利用停止措置、もしくは契約の解除ができるものとします。
 - (1) 甲もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
 - (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
 - (3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長したまたはその名義もしくは信用を毀損する行為
 - (4) 詐欺、児童買春票、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつくまたは結びつくおそれの高い行為

- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に関する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為またはこれらを収録した媒体を販売する行為またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
 - (6) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつくもしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
 - (7) 販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動物種の個体等の広告を行う行為
 - (8) 貸金業を営む登録を受けず、金銭の貸付の広告を行う行為
 - (9) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設しまたはこれを勧誘する行為
 - (10) 甲の放送通信施設に蓄積された情報を不正に書き換えまたは消去する行為
 - (11) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (12) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
 - (13) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせるもしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
 - (14) 他者の設備等または本サービス用の放送通信施設の利用もしくはは運営に支障を与える行為または与えるおそれのある行為
 - (15) 甲が契約者に割り当てたIPアドレス（DHCPによる自動割当を含みます。）以外のIPアドレスを使用して本サービスを利用する行為
 - (16) 違法な賭博・ギャンブルを行わせるまたは参加を勧誘する行為
 - (17) 違法行為（けん銃等の譲渡、銃砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為
 - (18) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
 - (19) 人を自殺に誘引または勧誘する行為または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段を紹介するなどの行為
 - (20) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
 - (21) 犯罪や違法行為に結びつくまたはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
 - (22) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると甲が判断した行為
- 8 甲は契約者による本サービスの利用が前項の各号の禁止行為に該当する場合、当該利用に関し他者から甲に対しクレーム、請求等がなされ、かつ甲が必要と認めた場合またはその他の理由で本サービスの運営上不適切と甲が判断した場合は、契約者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。
- (1) 前項の禁止事項の各号に該当する行為をやめるように要求する
 - (2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行なうよう要求する
 - (3) 契約者に対して、表示した情報の削除を要求する
- 9 甲は、契約者が前項各号の要求に応じない場合、契約者に事前に通知することなく、契約者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除または他者が閲覧できない状態におくことができます。
- 10 前項の措置は契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に関しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

（相互接続事業者のインターネット接続サービス）

- 第72条 契約者は、甲の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、契約者は、甲が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、本約款に基づき料金を請求することを承認するものとします。
- 2 契約が解約となった場合は、甲の相互接続事業者のサービス利用契約についても同様とします。

（通信の秘密）

- 第73条 甲は、事業法第4条に基づき契約者の通信の秘密を守ります。ただし、法令による場合を除きます。

（技術的事項および技術資料の閲覧）

- 第74条 甲は、甲が別に定めるインターネット接続サービス取扱所において、本サービスに係る基本的な技術的事項および契約者がインターネット接続サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

（附 則）

- 甲は、特に必要があるときには、甲の全ての約款に特約を付することができます。
- 2 甲の約款は、2016年5月21日より施行します。
 - 3 甲は、本約款の一部を改訂し、2024年5月15日より施行します。

料 金 品 目

以下の品目の金額につきましては、弊社ホームページの料金表またはパンフレットでご確認ください。

- 1 加入金
- 2 ケーブルテレビサービス
 - 基本契約利用料
 - 工事費・STB代金
 - 諸費用
 - STB本体の延長保証料金
 - 有料番組（コース）
 - 有料番組（ペイチャンネル）
 - その他の利用料
- 3 インターネット接続サービス
 - 基本契約利用料
 - 工事費
 - オプション料金
 - 諸費用
- 4 転居の際の工事費用
- 5 ケーブルプラス電話サービス
 - 基本料金
 - 通話料
 - 工事費
 - オプション料金
- 6 動画配信サービス
 - 利用料金
- 7 その他の諸費用

ケーブルプラス電話サービスに関する規約

(用語の定義)

ケーブルプラス電話サービスに関する規約では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
甲	山口ケーブルビジョン株式会社をいいます。
KDDI等	KDDI株式会社およびJCOM株式会社をいいます。
約款	KDDI株式会社およびJCOM株式会社のケーブルプラス電話サービス契約約款をいいます。
電話サービス	ケーブルプラス電話サービスをいいます。
回線終端装置	ケーブルインターネットモデム、D-ONU (Data Optical Network Unit) をいひ、電気通信信号の交換等の機能を有する機器をいいます。
端末設備	EMTA およびホームゲートウェイをいいます。
電話契約	電話サービスに係る契約をいいます。
本サービス	電話サービスの提供を受けるために必要な電話接続回線の引込、屋内配線、回線終端装置、端末設備の設置に係る工事および保守等の一部をおこなうサービスをいいます。
契約者	本サービスの利用申込を甲が承諾した者をいいます。
申込者	本サービスを利用しようとする者をいいます。
本契約	本サービスに係る契約をいいます。
構内	構内およびこれに準する区域内を含みます。
電話サービス料金	約款によりKDDI等から甲に譲り渡すこととされた債権をいいます。
甲等	甲およびKDDI等をいいます。
サポート	甲およびKDDIの設備の修理または対応をいいます。
ホームゲートウェイ機器	種類の異なる複数のネットワークを接続するための機器であって、通信プロトコル変換および1Pルーティング等の機能を有するものをいいます。

《利用申込規約》

(総則)

- 第1条 甲は、KDDI等が別に定める約款および本規約に基づき、約款で定める電話サービスに関する端末設備の提供および本サービスを行います。
- 2 本規約の規定が約款の規定と矛盾または抵触する場合は、約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。
- 3 甲は、本規約を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。
- 4 甲が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

(契約の成立)

- 第2条 申込者が約款等および本規約を承諾のうえ、甲に対し申込をし、甲等がこれを承諾したときに、甲と当該申込者との間で、当該サービスに関する各規約を契約内容とする契約が成立します。

(甲の契約内容)

- 第3条 甲との契約の内容は、次のとおりとします。
 - (1) 電話サービスの提供を受けるために必要となる回線終端装置および端末設備貸出サービス
 - (2) 電話サービスの提供を受けるために必要な電話接続回線の引込、屋内配線、回線終端装置、端末設備等の設置に係る工事および保守等の一部をおこなうサービス

(申込)

- 第4条 申込者は、甲が別に定める所定の申込書に所要事項を記入し甲に申込みものとします。
 - 2 甲は、前項に基づく申込があった場合は、受付けた順番に従って承諾します。
 - 3 甲は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項に基づく申込を承諾しないことがあります。
 - (1) KDDI等において電話契約を承認しない場合
 - (2) 申込者が虚偽の内容を甲に申告し、またはそのおそれのある場合
 - (3) 申込者が本サービスの料金の支払を現に怠り、またはそのおそれのある場合
 - (4) 申込者が過去甲との間に、申込者の責に帰すべき事由により、本契約が解除されまたは申込者に対する本サービスの提供が停止されたことがある場合
 - (5) 電話接続回線を設置し、または保守することが技術上困難な場合
 - (6) その他、本サービスの遂行上または技術上の支障を生じるおそれがあると甲が判断する場合

(申込の撤回等)

- 第5条 申込者は、その申込の撤回を行うことができます。
 - 2 前項の規定による申込の撤回は、同項の文書を甲が受領し、KDDI等がその旨承認したときにその効力を生じます。
 - 3 甲は、第1項の場合であっても、引込工事、宅内工事等を着工済み、また完了済みの場合には、その工事に要した費用の全ての費用を負担するものとします。

(端末設備貸出サービス)

- 第6条 甲は、本契約が成立した場合は、約款および「端末設備貸出サービスに関する規約」に基づき、利用申込規約「甲の契約内容」で定める端末設備貸出サービスを契約者に提供します。なお、端末設備の所有権は甲等に帰属し、本契約が解除された場合、契約者は直ちに端末設備を甲に返却するものとします。なお、甲に返却がない場合は、甲は別に定める損害金を請求します。

(工事サービス)

- 第7条 甲は、本契約が成立した場合は、本規約に基づき、必要な電話接続回線の引込、屋内配線、回線終端装置、端末設備の設置に係る工事および保守等の一部を、甲所定の機器、工法等により甲または甲が指定する業者が行なうものとします。

(サポート)

- 第8条 契約者がケーブルプラス電話を利用できない場合は、契約者の設備・利用状態に問題がないことを確認のうえ、甲に申告するものとします。
 - 2 前項の申告に基づき、甲はサポートのための手配を行います。ただし、利用環境・状態および申告の時間帯等により対応できないまたは相応の時間を要する場合があります。
 - 3 第1項の申告があるにもかかわらず、契約者の設備・利用状態に問題がある場合、並びに甲の責に帰すことのできない事由により契約者が本サービスを利用できない場合、甲は前項のサポートの責を負いません。

(契約の解除)

- 第9条 甲は、次の場合には、本契約を解除することがあります。
 - (1) 工事費その他の債務の全部または一部について、支払期日を経過してもなお支払わない、または支払わないおそれのある場合
 - (2) 契約の申込に当たって、事実と反する記載を行ったこと等が判明した場合

- (3) 甲が工事契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡した場合
 - (4) 電気通信回線の地中化等、甲または契約者の責に帰すべからざる事由により甲の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でサービス継続が出来ない場合
 - (5) 工事契約または契約者と甲との間で成立した契約に違反した、または違反するおそれがある場合
 - (6) その他甲の業務遂行上、支障がある場合
- 2 甲は、前項の規定により、本契約を解除する場合は、あらかじめその理由、提供を停止する日および期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合、この限りではありません。
 - 3 契約者は、契約解除にともない債務の履行を免除されるものではありません。

(本契約の終了)

- 第10条 甲は、契約者が本規約および本規約において準用している規定に違反したときは、何ら事前の通知または催告を行うことなく本契約を解除することができるものとします。
 - 2 契約者は、本契約を解約しようとするときは、予め、甲が別途定める方法によりそのことを甲に通知するものとします。
 - 3 契約者とKDDI等の電話サービスに係る契約が終了したときは、何ら意思表示を行うことなく当然に本契約も終了するものとします。
 - 4 本契約の終了に伴い、甲は契約者の電話接続回線の引込工事に係る施工部分、回線終端装置、端末設備の全て、または他のサービスによりその一部を撤去し、契約者は工事費を支払うとともに、撤去に伴う契約者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復を自己の負担に行うものとします。

(本契約に係る契約者情報の利用)

- 第11条 甲は、サービスを提供するために必要な契約者に係る情報を、適法、かつ公正な手段により収集し、適切に取扱います。また申込者および契約者が甲に連絡する被紹介者についても、契約者に準じて取扱います。
 - 2 甲は、個人情報の取扱いにおいて、個人情報保護方針を遵守するため個人情報取扱窓口を総務局に、個人情報保護管理者として甲の取締役を配置します。問合せ先は甲のホームページに記載します。
 - 3 第1項により、収集し知り得た契約者に係る氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所、請求書の送付先等およびその他甲が別に定める契約者に関する情報を、甲は、次の各号の業務遂行上必要な範囲を超えて利用しません。
 - (1) サービスの提供を開始、継続または終了(施工、顧客管理、課金計算、料金請求、障害検知・復旧等の業務に必要な場合を含みます。)するのために利用する場合
 - (2) 甲が提供するサービスの加入促進を目的とした営業活動で利用する場合
 - (3) サービスの新規開発、サービス向上、顧客満足、解約理由の調査、分析を行う場合
 - (4) 契約者から個人の取扱いに関して、新たな同意を求めため利用する場合
 - (5) 関係者による契約変更、契約照会および開示手続を行う場合
 - 4 甲は、前項までの利用目的に必要な範囲で個人情報を業務委託先または業務提携先に個人情報の取扱いを委託、または共同利用する場合があります。
 - 5 甲は、次の各号の場合を除き、本人以外の第三者に個人情報を提供しません。
 - (1) 本人の同意がある場合
 - (2) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 法令に基づく場合
 - (4) 人の生命、身体および財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
 - (5) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難である場合
 - 6 甲は、契約者のクレジットカード情報の取扱いについては以下のとおりとし、漏洩、滅失、毀損などが発生しないよう厳重な管理を行います。
 - (1) クレジットカード情報の利用目的は料金支払手続のためとし、目的外利用はしないものとする
 - (2) クレジットカード情報の取得者は甲とする
 - (3) クレジットカード情報の提供は、各クレジットカード会社への支払手続のためのみとする
 - (4) クレジットカード情報の保存期間は、契約者の支払記録として、契約者の利用終了後も永年保管とする
 - 7 甲は、契約者のSTB、回線終端装置、端末機器等の使用状況ならびに操作に関する記録の集計、分析を行います。その場合、個人が識別、特定できないよう加工した統計資料を作成し、その分析をサービスレベルの維持、向上を図るために利用します。
 - 8 甲は、契約者から甲が保有する個人情報の開示を請求された場合は、別に定める料金表に規定する個人情報開示手数料を徴収できるものとします。

(協議)

- 第12条 契約者および甲は、本規約に定めのない事項または本規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上解決するものとします。

(管轄裁判所)

- 第13条 本契約に関する紛争については、山口地方裁判所または山口簡易裁判所を第1審の専属的管轄裁判所とすることに甲および契約者は合意するものとします。

(附則)

- 本規約は、2018年12月1日より施行します。
 - 2 甲は、本規約の一部を改訂し、2019年4月1日より施行します。
 - 3 甲は、本規約の一部を改訂し、2020年10月1日より施行します。
 - 4 甲は、本規約の一部を改訂し、2024年1月1日より施行します。

《ケーブルプラス電話サービス提供に伴う設備の設置および請求等に関する規約》

(適用)

- 第1条 本規約は、KDDI等の約款を承諾し、KDDI等より甲を介して提供するケーブルプラス電話サービス契約者と甲の間において、設備の設置、料金の請求等について適用されるものとします。
 - 2 甲等がホームページその他の手段により通知する利用条件等に関する事項もこの規約の一部を構成するものとします。

(設備の設置)

- 第2条 契約者は、ケーブルプラス電話への申込をしたことをもって、甲が、ケーブルプラス電話に必要な設備の設置を実施することにつき、承諾したものとします。その工事および保守等は、甲指定の機器、工法などにより、すべて甲または甲の指定する業者が行うものとします。なお、回線終端装置および端末設備は甲が提供し、所有権も甲に帰属します。
 - 2 施設の設置、保守の工事を行うために必要があるときは、契約者の承諾を得て契約者が所有または占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、またはこれらおよび電気・水等を無償で使用できるものとします。この場合において、地主、家主その他利害関係人のあるときは、契約者はあらかじめ当該利害関係人の承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。
 - 3 契約者は、電話接続回線の終端のある構内または建物内において、甲の電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
 - 4 共同住宅などの共設施設により契約者がサービスを受ける場合は、別途協議するものとします。
 - 5 契約者は甲が提供した回線終端装置、端末設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、または線条その他の導体を接続しないこととします。
 - 6 契約者は、故意または過失により回線終端装置、端末設備を故障、破損させた場合は、修理にかかる

実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、甲が別に定める料金を甲に支払うものとします。

(承諾の限界)

第3条 甲は契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難であるとき、もしくは保守することが著しく困難であるとき、契約者が本利用料金その他債務の支払を現に怠りもしくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等、甲の業務遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その請求をした者に通知します。ただし、この契約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(KDDI等に係る債権の譲渡等)

第4条 契約者は、約款の定めるところにより甲に譲り渡すこととされたKDDI等の電話サービス料金を、甲が請求することを承認するものとします。この場合、甲等は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

(工事費)

第5条 契約者は、甲が工事サービスの実施を完了した場合、当該工事費を甲に支払う義務が発生します。

(料金等)

第6条

(1) 料金額

工事費は契約者負担とし、その額は甲が別に定める事とします。また、KDDI等が提供するケーブルプラス電話に係る料金は、約款に定めるところによります。

(2) 決済条件

工事費および電話サービス料金の支払方法は、甲が別に定めるところによります。また、その請求については甲指定締日で行うものとします。

(3) 割増金

契約者が、本利用料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、甲から別に定める方法により支払うものとします。

(請求と支払等)

第7条 契約者は、工事費および電話サービス料金を、甲が指定する期日までに、甲が取扱う金融機関からの自動振替により甲に支払うものとします。甲が指定する期日が金融機関の休業日の場合は、金融機関の翌営業日に振替とします。
2 契約者は、料金の支払を支払期日より遅延した場合や、法人等で甲が特に認める場合、甲の指定する期日までに甲の指定する金融機関へ振込により支払うものとします。その場合、振込手数料は契約者が負担するものとします。
3 契約者は、工事費および電話サービス料金その他の甲の債務について支払期日を徒過しても支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%（年365日の日割計算）の延滞利息と合算して支払うものとします。

(附 則)

本規約は、2018年12月1日より施行します。

- 1 甲は、本規約の一部を改訂し、2019年4月1日より施行します。
- 2 甲は、本規約の一部を改訂し、2020年10月1日より施行します。
- 3 甲は、本規約の一部を改訂し、2021年8月1日より施行します。
- 4 甲は、本規約の一部を改訂し、2024年1月1日より施行します。

《端末設備貸出サービスに関する規約》

(端末設備等の貸出)

第1条 甲は、契約者に対し、その契約者との間で締結している一のケーブルプラス電話契約につき、一の甲が別途指定する端末設備および本サービスの利用に際し必要な場合は回線終端装置を、無償で貸与します。

(ホームゲートウェイ機器の設置および撤去等)

第2条 甲は、第1条に基づき契約者に貸与するホームゲートウェイ機器を契約者が指定した設置場所（ただし、電話サービスの提供を受けることができる場所に限ります。）に設置し、その設置した日から契約者に対する当該ホームゲートウェイ機器の貸与が開始されるものとします。
2 契約者は、ホームゲートウェイ機器と契約者の機器とを接続しようとするときは、その接続方法および設定内容等について甲の指示に従うものとします。
3 ホームゲートウェイ機器と契約者の機器との接続に必要な物品等およびホームゲートウェイ機器を使用するにあたり必要となる電源等は、契約者の責任と費用負担で準備するものとします。
4 甲は契約者に対して、貸与開始においてホームゲートウェイ機器が正常な機能を備えていることのみを担保し、ホームゲートウェイ機器の商品性および契約者の使用目的への適合性については一切担保しません。

(ホームゲートウェイ機器の使用および保管等)

第3条 契約者は、ホームゲートウェイ機器を善良なる管理者の注意をもって使用および保管するものとします。
2 契約者は、ホームゲートウェイ機器を第三者に譲渡し、転貸し、自己もしくは第三者のための担保として提供または使用させ、ホームゲートウェイ機器を改造もしくは改変し、または契約者が本契約において指定した当該ホームゲートウェイ機器の設置場所以外の場所に移転してはならないものとします。また、契約者は、電話サービスを利用する目的以外にホームゲートウェイ機器を使用してはならないものとします。
3 契約者は、ホームゲートウェイ機器に故障、滅失または毀損等が生じたときは、直ちにその旨を甲に通知します。甲はその通知を受領後、故障品と同一機種もしくはほぼ同等の機能を有する正常なホームゲートウェイ機器を提供し、契約者は、故障、毀損等の生じたホームゲートウェイ機器を甲に返却するものとします。
4 前項の規定にかかわらず、甲は、契約者の責に帰すべき事由によりホームゲートウェイ機器に故障、滅失または毀損等が生じたときは、契約者に対し、別に定める料金表に規定する「電話専用端末の補充費用」を請求できるものとします。

(ホームゲートウェイ機器の返還等)

第4条 契約者は、解約等の理由でホームゲートウェイ機器の返還が必要となった場合には、その旨を速やかに甲へ連絡し、ホームゲートウェイ機器の返還にかかわる工事の依頼を行うこととします。
2 ホームゲートウェイ機器の返還にかかわる工事は、甲が特別と認める場合を除き、甲または甲が指定する業者が行うものとします。

(責任の範囲)

第5条 甲等は、甲等の責に帰すべき事由に基づくホームゲートウェイ機器の故障、滅失または毀損等により契約者が損害を被った場合、約款に規定された電話サービスに係る月額利用料に相当する額を限度としてその損害を賠償します。ただし、甲等が故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。
2 甲等は、端末設備の修理等にあたって甲等の責に帰すべき事由により契約者の機器その他の物品等に損害を与えた場合、約款に規定された電話サービスに係る月額利用料に相当する額を限度として損害を賠償します。ただし、甲等が故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。
3 前二項の場合において、甲等は、甲等の責に帰すべからざる事由により契約者が被った損害について、

その責任を一切負わないものとします。

4 甲等は、契約者の責に帰すべからざる事由によりホームゲートウェイ機器を全く使用することができない状態（ホームゲートウェイ機器を全く使用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを甲等が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときは、そのことを甲等が知った時刻以降の使用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する約款に規定された電話サービスに係る月額利用料の支払を要しないものとします。ただし、甲等の故意または重大な過失により、ホームゲートウェイ機器を全く利用できない状態が生じたときは、そのことを甲等が知った時刻以降の使用できなかった時間について、その時間に対応する約款に規定された電話サービスに係る月額利用料の支払を要しないものとします。

(附 則)

本規約は、2018年12月1日より施行します。

- 1 甲は、本規約の一部を改訂し、2019年4月1日より施行します。
- 2 甲は、本規約の一部を改訂し、2019年12月1日より施行します。
- 3 甲は、本規約の一部を改訂し、2020年10月1日より施行します。

設置料金区分等（ケーブルプラス電話）

区分	対象者	工事内容	単位	建物形態	
				戸建住宅	集合住宅
本サービスの利用開始	甲の既契約者	追加工事	1 ケーブルプラス 接続回線ごと	別に定める 実費相当額	別に定める 実費相当額
	甲の未契約者	新規工事	1 ケーブルプラス 接続回線ごと	別に定める 実費相当額	別に定める 実費相当額
本サービスの解除	ケーブルプラス 電話契約者	撤去工事	1 ケーブルプラス 接続回線ごと	別に定める 実費相当額	別に定める 実費相当額

プライバシーポリシー（個人情報保護方針）

当社は、個人情報の管理を徹底し、以下のように保護に努めてまいります。

1. 利用目的の特定と目的外利用の制限について

当社は、個人情報を取得するにあたって、利用目的を特定し、その利用目的の範囲内で情報を利用いたしません。

2. 保有個人データの開示等について

当社は、個人情報に関する個人の権利を尊重し、当社が保有する個人情報の開示、訂正、削除、追加および利用停止などの求めに対して別途手続きを定め、対応いたします。また、個人情報を登録するか否かは個人の任意で決定していただきます。ただし、必要事項を登録しなかった場合、目的のサービスを提供いたしかねる場合がございますので予めご了承ください。

3. 問い合わせ対応について

当社は、個人情報に関する問い合わせ窓口を設置するとともに、当窓口にご連絡をいただいた場合は、適切に対応いたします。

4. 安全管理について

当社は、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止並びに是正措置を講じ、安全管理に努めます。

5. 教育の実施について

当社は、当社業務に従事する役員、従業員、パートを含む全従業員に対して定期的に教育を実施し、個人情報の適切な安全管理が図られるよう努めます。

6. 業務委託管理について

当社は、当社業務の一部または全てを外部企業に委託する際は、当社既定の選定基準に基づき委託業者を調査し、個人情報の安全管理が適切に行える業者に業務を委託します。また、委託業者に対して、個人情報の安全管理等適切な取り扱いについて契約に定め、監督を行います。

7. 法令およびその他の規範の遵守について

当社は、電気通信事業法および個人情報保護法その他関係法令、並びに個人情報保護に関するガイドラインを遵守いたします。

8. 継続的な改善について

当社は、個人情報の保護が図られるよう社内管理体制を整備するとともに、継続的に見直しを行い、個人情報の管理が有効に機能するよう改善をしてまいります。

制定日/平成17年2月1日 改定日/平成19年12月3日
山口ケーブルビジョン株式会社 代表取締役社長 齋藤宗房

当社の個人情報の取り扱いに関する問合せ窓口
フリーダイヤル：0120-374936 総務局
電子メール：privacy@c-able.co.jp

山口ケーブルビジョン株式会社

〒753-8538 山口市中園町7-40

フリーダイヤル ☎ 0120-374936

【受付時間 月～土 9：00～17：30（日・祝日・定休日を除く）】

ホームページ <https://www.c-able.co.jp/>

登録番号（電気通信事業者）：中第16号

代理店届出番号：H1905339